

日本小型船舶検査機構定款

昭和49年 1月22日運輸大臣認可
改正 昭和49年 5月17日変更認可
昭和50年 9月17日変更認可
昭和51年 7月 8日変更認可
昭和52年 7月 5日変更認可
昭和62年 9月30日変更認可
平成12年12月21日変更認可
平成13年12月19日変更認可
平成14年 3月25日変更認可
平成15年 7月28日変更認可
平成16年11月 2日変更認可
平成18年 6月22日変更認可

第1章 総則

(目的)

第1条 この機構は、小型船舶検査事務等を行うことにより、小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に資することを目的とする。

2 この機構は、前項に規定するもののほか、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染等防止法」という。)に基づき、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行うことを目的とする。

3 この機構は、前2項に規定するもののほか、小型船舶の登録等に関する法律(平成13年法律第102号。以下「小型船舶登録法」という。)に基づき、登録測度事務を行うことを目的とする。

(設立の根拠及び名称)

第2条 この機構は、船舶安全法(昭和8年法律第11号。以下「法」という。)に基づいて設立し、日本小型船舶検査機構と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 この機構は、必要な土地に従たる事務所を置くことができる。

第4条 削除

(用語)

第5条 この定款において使用する用語は、法、海洋汚染等防止法及び小型船舶登録法において使用する用語の例による。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 この機構に、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 この機構に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

(役員の仕事及び権限)

第7条 理事長は、この機構を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を補佐してこの機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、この機構の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認められるときは、理事長又は国土交通大臣に意見を提出することができる。

(役員を選任)

第8条 理事長及び監事は、理事会において選任する。

2 理事は、理事長が任命する。

3 前2項の規定による役員を選任又は任命は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第10条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

(2) 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(3) 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員解任)

第11条 この機構は、役員が前条各号の一に該当するに至ったとき並びに法第25条の20第2項の規定に基づく解任命令を受けたときは、当該役員を解任するものとする。

2 この機構は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 前2項の規定による役員解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員兼職禁止)

第12条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りではない。

(代表権制限)

第13条 この機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が機構を代表する。

(代理人選任)

第14条 理事長は、理事又はこの機構の職員のうちから、この機構の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第 15 条 この機構の職員は、理事長が任命する。

(職員の兼職禁止)

第 16 条 職員は、船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営み、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの事業を営む者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。

第 2 章の 2 理事会

(構成)

第 16 条の 2 この機構に、理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事で組織する。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(招集)

第 16 条の 3 理事会は、理事長が招集する。

2 理事の 2 分の 1 以上又は監事から、会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、あらかじめ文書により通知しなければならない。

(議長)

第 16 条の 4 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数及び議決方法)

第 16 条の 5 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項)

第 16 条の 6 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を審議決定する。

(1) 定款及び業務方法書の変更に関する事項

(2) 事業計画及び予算の作成及び変更に関する事項

(3) 事業報告及び決算報告並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)の作成に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、この機構の運営に関する重要事項で理事長が必要と認められた事項

(議事録)

第 16 条の 7 理事会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事 1 人以上がこれに署名押印しなければならない。

第 2 章の 3 評議員会

(構成)

第 16 条の 8 この機構に、その運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員 20 人以内で組織する。

(招集及び議事)

第 16 条の 9 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による議長を置く。

3 前各項のほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、議長が評議員会に諮って定める。

(審議事項)

第 16 条の 10 評議員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 定款の変更に関する事項

(2) 事業計画及び予算の作成に関する事項

(3) 機構の業務に関する調査、試験及び研究計画の策定に関する事項

(4) 前各号に掲げるもののほか、この機構の運営に関する重要事項で理事長が必要と認め
た事項

(評議員)

第 16 条の 11 評議員は、この機構の業務に関し学識経験を有する者のうちから、国土交通大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

2 評議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

3 評議員は、再任されることができる。

第 3 章 業務及びその執行

(業務)

第 17 条 この機構は、第 1 条第 1 項の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 小型船舶の検査事務

(2) 小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定による検定に関する事務

(3) 小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究

(4) 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務

2 この機構は、第 1 条第 2 項の目的を達成するために、次の業務を行う。

(1) 海洋汚染等防止法第 19 条の 10 第 1 項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務

(2) 前号に掲げる業務に附帯する業務

3 この機構は、第 1 条第 3 項の目的を達成するために、次の業務を行う。

(1) 小型船舶登録法第 21 条第 1 項に規定する登録測度事務

(2) 前号に掲げる業務に附帯する業務

4 この機構は、前 3 項に規定する業務のほか、国土交通大臣の認可を受けて、第 1 条の目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

(業務方法書)

第 18 条 この機構は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、小型船舶検査機構に関する省令(昭和 48 年運輸省令第 51 号。以下「機構省令」という。)第 10 条各号に掲げる事項を記載するものとする。

(小型船舶検査事務等の開始の届出等)

第 19 条 この機構は、法第 25 条の 27 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる事務を開始する際、当該事務を開始する日及び当該事務を行う事務所の名称及び所在地を国土交通大臣

に届け出るものとする。

2 この機構は、前項に規定する事務を開始した後当該事務を行う事務所の新設、廃止又は名称若しくは所在地の変更をしようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出るものとする。

3 この機構は、前項による届出をしようとするときは、機構省令第11条第3項の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出するものとする。

(検査事務規程)

第20条 この機構は、小型船舶検査事務開始前に、小型船舶検査事務の実施に関する規程(以下「検査事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検査事務規程には、機構省令第13条各号に掲げる事項について規定するものとする。

(小型船舶検査員)

第21条 この機構は、小型船舶検査事務を行う場合において、小型船舶が法第2条第1項の命令に適合するかどうかの判定に関する業務については、機構省令第14条各号の一に該当する者のうちから選任した小型船舶検査員に行わせるものとする。

2 この機構は、小型船舶検査員を選任したときは、その日から15日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。

3 この機構は、前項による届出をしようとするときは、機構省令第15条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第2項に規定する書面を添付し提出するものとする。

4 この機構は、小型船舶検査員について機構省令第15条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は小型船舶検査員を解任したときは、その日から、15日以内にその旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

5 法第25条の30第4項の規定による命令により小型船舶検査員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、小型船舶検査員となることができない。

(検査設備)

第22条 この機構は、小型船舶検査事務を行う事務所のうち、国土交通大臣が指定するものに、機構省令第16条第1項に掲げる施設及び設備を有する検査場を設置するものとする。

2 この機構は、小型船舶検査事務を行う事務所のうち、国土交通大臣の指定するもの以外のものに機構省令第16条第1項第3号から第5号までに掲げる設備を備えておくものとする。

(検定事務規程)

第23条 この機構は、法第25条の27第1項第2号に掲げる事務の開始前に法第25条の27第1項第2号に掲げる事務の実施に関する規程(以下「検定事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

2 検定事務規程には、機構省令第19条各号に掲げる事項について規定するものとする。

(検定設備)

第24条 この機構は、法第25条の27第1項第2号に掲げる事務(以下「検定事務」という。)を行う事務所に、機構省令第20条に掲げる設備を備えておくものとする。

(小型船舶用原動機放出量確認等事務規程)

第25条 この機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務開始前に小型船舶用原動機放出量確認等事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとする

きも同様とする。

- 2 小型船舶用原動機放出量確認等事務規程には、機構省令第20条の3各号に掲げる事項について規定するものとする。

(小型船舶用原動機放出量確認等業務員)

第26条 この機構は、小型船舶用原動機放出量確認等事務を行う場合において、小型船舶用原動機からの窒素酸化物の放出量が海洋汚染等防止法第19条の3の放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び放出量確認を受けた原動機製作者等が作成した原動機取扱手引書の承認に関する業務については、機構省令第20条の4において準用する第14条各号の一に該当する者のうちから選任した小型船舶用原動機放出量確認等業務員に行わせるものとする。

- 2 この機構は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員を選任したときは、その日から15日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。
- 3 この機構は、前項による届出をしようとするときは、機構省令第20条の5第1項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第2項に規定する書面を添付し提出するものとする。
- 4 この機構は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員について機構省令第20条の5第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は小型船舶用原動機放出量確認等業務員を解任したときは、その日から15日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。
- 5 海洋汚染等防止法第19条の12第4項の規定による命令により小型船舶用原動機放出量確認等業務員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることができない。

(登録測度事務規程)

第27条 この機構は、登録測度事務開始前に登録測度事務の実施に関する規程(以下「登録測度事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 登録測度事務規程には、機構省令第22条各号に掲げる事項について規定するものとする。

(登録測度設備)

第28条 この機構は、登録測度事務を行う事務所に、機構省令第23条に掲げる設備を備えておくものとする。

第4章 財務及び会計

(事業年度)

第29条 この機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等)

第30条 この機構は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、国土交通大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第31条 この機構は、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に国土交通大臣に提出するものとする。

- 2 この機構は、前項の規定により財務諸表を国土交通大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算

報告書に関する監事の意見書を添付するものとする。

(勘定区分)

第32条 この機構は、その会計において、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算するものとする。

2 この機構は、小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令(昭和48年運輸省令第52号)第2条第2項に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

(基金)

第33条 この機構に、「調査、試験及び研究基金」を設ける。

2 前項の基金は、第17条第1項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する同条第1項第4号に掲げる業務の実施に必要な経費の財源をその運用によって得るためのものとし、当該基金に指定して寄与された金額をこれに充てるものとする。

3 第1項の基金は、国土交通大臣の承認を受けなければ処分することができない。

(利益及び損失の処理)

第34条 この機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余額は、積立金として積み立てるものとする。

2 この機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足あるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理するものとする。

(余裕金の運用)

第35条 余裕金は、金融機関等に預託するなど、确实かつ有利な方法で運用するものとする。

(土地及び建物の処分の制限)

第36条 この機構は、土地又は建物を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとする場合は、国土交通大臣の承認を受けるものとする。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第37条 この機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、あらかじめ国土交通大臣に届け出るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計規程)

第38条 この機構は、会計規程を定めようとする場合は、その基本的事項について国土交通大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

第5章 雑則

(実施規程)

第39条 この定款に定めるもののほか、この機構の運営に関し必要な規程は、理事長が定める。

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けるものとする。

(公告の方法)

第41条 この機構の公告は、官報に掲載して行う。

附 則

- 1 この定款は、この機構の設立の日から施行する。
- 2 設立当時の理事長及び監事には、第8条第1項の規定にかかわらず、設立に先だち運輸大臣が発起人の推せんを受けた者のうちから指名した者が、それぞれ任命されたものとする。
- 3 この機構の最初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和49年3月31日に終わるものとする。
- 4 この機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第26条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「この機構の成立後遅滞なく」とする。

附 則(昭和49年5月17日認可)

この変更は、運輸大臣の認可の日から施行する。

附 則(昭和50年9月17日認可)

この変更は、運輸大臣の認可の日から施行する。

附 則(昭和51年7月8日認可)

この変更は、運輸大臣の認可の日から施行する。

附 則(昭和52年7月5日認可)

この変更は、運輸大臣の認可の日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日認可)

- 1 この変更は、昭和62年10月1日から施行する。
- 2 ただし、改正後の定款第29条の規定は、昭和63年4月1日から施行する。
- 3 船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和62年法律第40号)附則第4条第1項の規定に基づき運輸大臣の認可を受けたものとみなされた役員の任期は、改正前の定款第9条の規定により定められた任期が終了すべき日に終了するものとする。

附 則(平成12年12月21日認可)

この変更は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年12月19日認可)

この変更は、平成14年4月1日から施行する。ただし、変更後の第17条第2項各号に掲げる業務に係る準備行為、変更後の第19条及び第25条の規定については、国土交通大臣の認可の日から適用する。

附 則(平成14年3月25日認可)

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月28日認可)

この変更は、平成15年7月28日から施行する。

附 則(平成16年11月2日認可)

- 1 この変更は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第36号。以下「一部改正法」という。)附則第14条第1項又は海洋汚染等防止法第19条の10第2項の規定に基づき、国土交通大臣が官報で公示する小型船舶用原動機放出量確認等事務を開始する日から施行する。
- 2 この機構は、この定款の一部変更の施行日前において、一部改正法附則第3条第2項の規定に基づき、国土交通大臣が官報で公示する小型船舶用原動機相当確認等事務を開始する日から、小型船舶用原動機相当確認等事務及びこれに附帯する業務を行うことができる。

- 3 この機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務の開始前に、小型船舶用原動機相当確認等事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
- 4 小型船舶用原動機相当確認等事務規程には、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（以下「一部改正省令」という。）附則第13条各号に掲げる事項について規定するものとする。
- 5 この機構は、小型船舶用原動機相当確認等事務を行う場合において、小型船舶用原動機からの窒素酸化物の放出量が一部改正法附則第2条第1項に規定する放出基準に適合するかどうかの判定に関する業務及び相当手引書の承認に関する業務については、一部改正省令附則第14条で準用する機構省令第14条各号の一に該当する者のうちから選任した小型船舶用原動機相当確認等業務員に行わせるものとする。
- 6 この機構は、小型船舶用原動機相当確認等業務員を選任したときは、その日から15日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出るものとする。
- 7 この機構は、前項による届出をしようとするときは、一部改正省令附則第15条第1項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第2項に規定する書面を添付し提出するものとする。
- 8 この機構は、小型船舶用原動機相当確認等業務員について一部改正省令附則第15条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又は小型船舶用原動機相当確認等業務員を解任したときは、その日から15日以内にその旨を国土交通大臣に届け出るものとする。
- 9 一部改正法附則第3条第10項の規定による命令により小型船舶用原動機相当確認等業務員の職を解任され、解任の日から2年を経過しない者は、小型船舶用原動機相当確認等業務員又は第26条第1項に規定する小型船舶用原動機放出量確認等業務員となることできない。
- 10 この機構は、この定款の一部変更の施行日前においても、改正後の第25条に規定する小型船舶用原動機放出量確認等事務規程の認可の申請を行うことができるものとする。

附 則(平成18年6月22日認可)

この変更は、国土交通大臣の認可の日から施行する。